

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
お待ちしております。全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

### 平成29年度障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

厚生労働省は昨年12月26日、平成29年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査結果をまとめた報告書を公表した。

この調査は、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法を受け、各都道府県等の対応の状況を毎年度明らかにすることを目的に実施されている。

障害者虐待防止法では、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待が定義されている。主な調査結果は下記の通り。

#### 【調査結果(全体像)】

( )内は前回調査結果

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649件 (4,606件)	2,374件 (2,115件)	691件 (745件)	虐待判断件 数	597件 (581件)
市区町村による 虐待判断件数	1,557件 (1,538件)	464件 (401件)		被虐待者数	1,308人 (972人)
被虐待者数	1,570人 (1,554人)	666人 (672人)			

養護者による障害者虐待は、前年度比で、相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加しており、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についても、前年度比で、相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加している一方で、被虐待者数は減少した。

虐待判断件数は63件(16%)増加しており、虐待が認められた事業所種別では、件数の多い順で、障害者支援施設116件、共同生活援助87件、放課後等デイサービス57件、生活介護54件、就労継続支援B型43件、就労継続支援A型33件となっている。

加えて、虐待の発生要因(複数回答)では、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が59.7%(28年度は65.1%)で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が53.5%(同53.0%)、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が47.2%(同52.2%)である。

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の主なポイント＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による相談・通報件数について、平成29年については12%増加（2,115件→2,374件）。障害判断件数についても16%増加（401件→464件）している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から約0.6%増加している。（平成28年度：18.9%（401/2,115）、平成29年度：19.5%（464/2,374））
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が20%と最も多く、次いで、当該施設・事業所職員が18.2%となっている。昨年度と比べ、相談支援専門員、他の施設・事業所職員、当該施設・事業所職員、当該施設・事業所設置者・管理者からの相談・通報件数が増加している（平成28年度：844件、平成29年度：1,020件）。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が57%と最も多く、次いで心理的虐待が42%、性的虐待が14%、放棄・放置が7%、経済的虐待が6%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が71%と最も高く、次いで身体障害が22%、精神障害が16%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が44%、管理者が10%、その他従事者が7%、サービス管理責任者が5%、世話人が4%の順。
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限を行使したものは231件であり、昨年度（241件）と比べ4%減少している。
- 虐待による死亡事例は、なし。（平成28年度もなし）

▼詳しくはこちら▼

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00001.html)

## 雪国の自然、楽しむ ～障害児らが療育キャンプ

トンネルを抜けると一面の銀世界。子どもたちから大歓声が上がった。首都圏に住む手足の不自由な子どもたちにも雪国の自然を楽しんでもらおうと「第30回雪と遊ぼう！親子の療育キャンプ」が1月4日から6日まで新潟県南魚沼市営八海山麓スキー場で開かれた。

参加したのは小学生20人と保護者の他、医師ら医療関係者、ボランティアら総勢90人。

昨年末の寒波でグレンデの積雪は約1メートル。上越新幹線と市提供のバスでスキー場入りした子どもたちは、早速グレンデに飛び出し、真っ白で冷たい雪の感触を楽しみ、そり遊びなどに興じた。お父さん、お母さんたちは恒例のカマクラ作りに汗を流した。

2泊3日のキャンプでは、子どもたちはボランティアと雪遊びで雪国の自然を楽しみ、集団生活を通じて社会性も学んだ。保護者はスキー教室やかんじきをはいてのトレッキングを楽しんだほか、医師ら専門家が同席しての療育セミナーや親同士の交流会も開かれ、子育ての悩みや療育に関する情報交換に有意義なひと時を過ごした。

## SNSのつぶやき拡散から誕生した「ウサギマーク」

「聴覚過敏」という障害を知っている人はどれだけいるのだろうか。名前のおり聴覚に過敏性があり、特定の音に過剰反応をしたり、多くの人にとっては気にならないような音が、耐えられないほど大きく聞こえたりするそうだ。これにより、疲れて倒れてしまうこともあるという。

現在、ひとりの母親がツイッターを通して、理解を求める書き込みをしてから話題になった「ウサギマーク」が拡散され、認識されはじめている。

きっかけは2017年9月、「聴覚過敏」である息子を持つ女性のツイートだった。音全体を覆う保護具「防音イヤーマフ」を装着した息子と一緒にいた女性は、居合わせた人に「音楽を聴かせず会話をしなさい」と言われたそうだ。

第三者が他人家族の關係に口出しすること自体不可解ではあるが、女性はこの言葉を受けて自身のツイッターで「防音イヤーマフへの理解が広まってほしい」と訴えた。

このメッセージは、9万7,000を超えるリツイートがされた。そして、標識などを制作する会社「石井マーク」の社長が女性の訴えを知ることになり、「聴覚過敏保護用シンボルマーク」を制作。

防音イヤーマフを装着したウサギに「聴覚過敏保護用」など、文言は複数パターンある。さらに、使用条件を提示し、自身のホームページで無料公開もしている。

これが反響を呼び、石井さんが作成した「ウサギのシンボルマーク」でカードホルダーなどに加工されたものも誕生している。

「ウサギマーク」は公的に規格化されたマークではないが、私たちにとって身近なツールであるSNSを通じて、認知が広がる（広げる）ことは、手軽であり大切なことではないだろうか。



### ハート・プラスマーク

厚生労働省が発表してから今年で13年目を迎える「マタニティマーク」のようにイラストや意味が周知されているものの方が少ないのではないだろうか。

文言がなくイラストだけのものが多く、意味を判断することが難しいものや「見たことはあるけど、説明は出来ない」というマークもあるだろう。

日本ではまだ十分に認識されていないという「内部障害・内臓疾患」という障害を表す「ハート・プラスマーク」。外観からは判断が難しいため声を出せずに我慢していることもあるそうだ。



## ヘルプマーク

配慮や援助を必要としていることを表す「ヘルプマーク」も、義足や人工関節を使用している人や、内部障害や難病の方、妊娠初期の人…と、目には見えないが、配慮が必要な人が身につけている。



なにか特別なことができるわけではないが、目には見えない障害で苦しんでいる人が近くに座っているという認識、マークの存在と意味を知ることが、障害を理解することへの第一歩になるのではないだろうか。

## 就労パスポート検討会 ～厚生労働省

精神障害者の就労定着を後押しするためのパスポートを作る検討会を厚生労働省が12月25日に立ち上げた。

雇入れる企業や就労支援に当たる福祉事業所などが情報を共有することで、働く側の望む配慮とのミスマッチを防ぐ。

パスポートに記載する事項などを議論し、2019年夏に試行事業を行う。10月までに詳細を固め、11月以降、ハローワークや就労系の障害福祉サービス事業所などで希望者に配布する予定だ。

パスポートは精神障害者が自分で記入して活用するもの。現在も同様の用紙はあるが、支援機関ごとに記入項目が異なる。厚労省は誰が見ても同じ状態像を想定できるよう指標を用いて統一したい考えだ。

同日の検討会で厚労省による原案が示されたが、委員からは「情報の独り歩きが心配だ」「パスポートではなく自己紹介シートと呼ぶべきでは「自由記述欄を増やすべきだ」といった意見が出た。

### 【就労パスポートの趣旨、目的等】

1. 就労に向けた情報共有フォーマットを整備することにより、
  - 精神障害者等本人の自らの障害への理解を進める
  - 支援機関同士での情報連携等を進める
  - 事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境を促す
2. 作成・管理方法
  - 精神障害者等本人が自らの希望に基づき、支援機関からの支援を受けながら作成し、必要に応じて支援機関による内容の確認を受ける
  - 本人が管理し、本人の希望に基づいて提示する
3. 利用方法
  - 雇入れ時に本人の職業上の特徴や配慮が必要な事項を伝える
  - 複数の支援機関を利用する際に本人の特徴を伝える
  - 就職後の状況の確認に活用し、職場定着に向けて必要な支援を把握する

▼詳しくはこちら▼

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02991.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02991.html)

## ご存知ですか？『障害者扶養共済制度』

この制度は、障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。

### 制度の主な特色

- ▲都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
- ▲保護者(=加入者)が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に毎月2万円の年金が生涯にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)
- ▲制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。
- ▲加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

### 以下のような場合、この制度に加入することができます。

- ▲加入する方(=保護者)の条件には、下記のようなものがあります。
  - ・障害のある方を扶養している保護者であること。
  - ・加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
  - ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ▲この制度の年金を受けることができる方(=加入者が扶養している障害のある方)は、下記の①②③のいずれかに当てはまり、かつ④に当てはまる方です。
  - ①知的障害のある方。
  - ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。
  - ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方。
  - ④将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害児(者)の年齢は問いません。

☆加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問合せ下さい。

☆制度の概要については、下記の(独)福祉医療機構ホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp/cat/sinsinsyogaihoken/>

### \*「協和 種を蒔く会」様より30万円の寄付\*

障がい児用のオーダーランドセル「ふわりいオーダーメイドウランドセル」をはじめ全肢連の事業に対し、日頃よりご支援をいただいている株式会社協和(専務取締役若松種夫氏)『協和 種を蒔く会』様より、この度30万円のご寄付をいただきました。協和 種を蒔く会の関係者の皆様の御厚情に心より感謝申し上げます。

▽ふわりいオーダーメイドウランドセル Webサイト▽

<https://fuwarii.com/>

## 第23回アメニティーフォーラム 開催案内

この催しは、障害者がハンデにならない社会の実現を目指し、「ハンディのある人の豊かな地域生活の実現」に向けて必要なサービスとそれを提供していく仕組みづくりを提案している。

◇開催日程：平成31年2月8日(金)～10日(日)

◇会場：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 他

◇参加費：20,000円(資料代含む)

◇申込方法：所定の参加申込書に必要事項を明記の上、FAXまたは郵送にて申込み。

申込み書についてはWebサイトからダウンロードするか事務局へ問い合わせ下さい。

▼<http://amenity-forum-shiga.blogspot.com/>

◇申込締切：平成31年2月4日(月) ※定員になり次第締切り

◇問合せ先：アメニティーフォーラム実行委員会事務局

滋賀県湖南市西峰町1-1 ☎0748-75-8210 FAX0748-75-8270

※受付時間：平日9時30分～17時 土日祝日休業

### 平成30年度事業実施概要報告 平成31年度事業実施計画(案) 聞き取り調査について～提出ご協力をお願い

別信で「平成30年度事業実施報告」と「平成31年度事業実施計画(案)」の調査調書を送付させていただきましたのでご協力の程よろしく申し上げます。

本調査につきましては平成30年度の事業実施報告(平成30年4月～平成31年3月)を中心に調査いたします。昨年2月にお届けいただいている情報の更新として、追記、修正等を朱書き更新の程申し上げます。

平成31年度事業計画に関しては記入日現在での予定(案)で結構です。

5月18日(土)開催の2019年度総会后、また改めて聞き取りさせていただきます。

別紙回答書に必要事項をご記入の上、2月15日(金)までにご回答ください。

